

福岡県公報

平成二十年十月八日
第二千八百八十三号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 三

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十六号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団

体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和三十年一月福岡県選挙管理委員会規程第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

(氏名等の掲示の抹消等)

第三十六条 市町村の委員会は、前条に規定する掲示の作成に着手する前に、令第九十二条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の

規定による通知（同項第二号に掲げる場合に限る。次項において同じ。）又は同条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知（同条第五項第二号に掲げる場合に限る。次項において同じ。）を受けた場合には、当該通知に該当する箇所を掲載しないものとする。

2 市町村の委員会は、前条に規定する掲示を作成した後に、令九十二条第一項の規定による通知又は同条第六項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に該当する箇所の記載を抹消し、又は修正するものとする。

3 衆議院比例代表選出議員の選挙において、前項の場合においては、名簿が取り下げられ、又は名簿の届出が却下されたときは、当該名簿届出政党等の欄の記載を縦二本の朱線により抹消し、名簿登載者が死亡したこと等により名簿登載者でなくなったときは、該当する箇所の記載を縦二本の朱線又は白紙の貼付により抹消するとともに、その他の名簿登載者の当選すべき順位に記載を貼紙等により修正することを例とする。

4 参議院比例代表選出議員の選挙において、第二項の場合においては、名簿が取り下げられ、又は名簿の届出が却下されたときは、当該名簿届出政党等の欄の記載を縦二本の朱線により抹消し、名簿登載者が死亡したこと等により名簿登載者でなくなったときは、該当する箇所の記載を縦二本の朱線又は白紙の貼付により抹消することを例とする。

5 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、第二項の場合においては、該当する箇所の記載を縦二本の朱線により抹消することを例とする。

6 市町村の委員会は、氏名等の訂正の通知を受けた場合には、該当する箇所の記載を貼紙等により訂正するものとする。
第十九号様式の三その二を次のように改める。

その二（投票所内のその他の適当な箇所における掲示）

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙
衆議院名簿届出政党等名称等掲示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

衆議院名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		
順位	氏名 (ふりがな)		

備考

- 一 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載は、法第七十五条第三項本文のくじで定める順序に従い、上から行うこと。
- 二 衆議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載は、衆議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。
- 三 衆議院名簿届出政党等の名称、略称及び衆議院名簿登載者の氏名については、縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付けること。
- 四 当選人となるべき順位については、横書きとすること。
- 五 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第九十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホームエルンテハイム	〃 三橋町蒲船津一九四―二
特別養護老人ホーム八女の里	八女市柳島八六三番地

を

特別養護老人ホームエルンテハイム	〃 三橋町蒲船津一九四―二
特別養護老人ホームよのもと	〃 東蒲池五二―一
特別養護老人ホーム八女の里	八女市柳島八六三番地

に、

特別養護老人ホームひかり園	〃 大井一五〇三
---------------	----------

を

特別養護老人ホーム宗像わかば苑	〃 大井一五〇三
-----------------	----------

に

改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）